

2011年8月10日

宮城県知事
村井 嘉浩様

宮城県生活協同組合連合会
会長理事 齋藤 昭子

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう 放射性物質による汚染問題等に関する要請

東日本大震災とともに発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、事故発生後、5ヶ月を経過した現在も、放射性物質の封じ込めに追われています。宮城県内では、5月18日に牧草から基準値を超えるセシウムが検出されたのに引き続き、7月には放射性セシウムに汚染された稲わらが肉牛に与えられていたことが明らかになりました。7月28日には、政府は、宮城県全域の肉牛の出荷を制限するよう宮城県に指示しました。肉牛の出荷停止は福島県に続き2県目で、宮城県産の食品の出荷停止は初めてとなりました。

宮城県産稲わらの給餌による放射能汚染牛の問題は、宮城県内における放射能の食品汚染であり、消費者の身近なところでの原子力災害の発生となりました。

宮城県生協連は、宮城県が消費者・県民の不安を解消するために、下記の施策をとられますことを要請いたします。

1、食品検査・モニタリング調査を強化し、情報公開してください。

3月14日、15日の水素爆発等による放射性物質の拡散および5月18日に牧草から放射性セシウムの検出があった段階で、対策をとっていれば、被害を小さくすることができたと考えられます。

放射性が拡散した宮城県北部を含めた宮城県全域における食品検査・モニタリング調査の強化をはかることを求めます。宮城県の放射線測定体制の整備と迅速でわかりやすい情報の公表が求められています。特に、宮城県による検査体制を早急に復旧し拡充することが急務となっています。宮城県として、機器および測定体制の整備を迅速にすすめてください。

2、消費者の安心を確保するため基準値以下のもののみが市場に流通するよう行政として対応してください。

放射能汚染牛について消費者の安心を確保するためには、出荷停止および全頭検査等により、基準値以下のもののみが市場に流通にしていけることが必要です。全頭検査等をすみやかに行える検査体制をつくってください。

放射能汚染が明らかになった県内農畜水産物に対して行政が迅速に適切な対応をとることを求めます。

また、県内農畜水産物の被害に対しての補償は一義的には東京電力が負うものですが、すみやかな補償実現のため県は国と協力して補償を求めてください。

3、宮城県庁内にある放射性物質に関する県民の不安や懸念、問い合わせに対応できる窓口について広く周知してください。また、放射線の専門家による対応を実現してください。

放射性物質については、環境汚染、食品汚染や健康影響に関する不安や懸念など、さまざまな不安や懸念があります。そうした問い合わせに対応できる窓口を広く周知してください。また県民から寄せられている不安や懸念に応える情報提供を積極的におこなうなど、リスクコミュニケーションをはかってください。

また、放射線の専門家による宮城県としての対策を具体化し、実施してください。

4、風評被害を起こさない取り組みを強化してください。

今回の汚染牛の問題は、宮城県産品に対するブランドイメージを大きく損ねるものとなりました。今後、米、水産物等に対する不安を払拭していかないと、風評被害による宮城県産農畜水産物への影響が甚大なものとなる可能性があります。

放射線空間線量、土壌への蓄積量や農畜水産物に対する検査結果を、宮城県全域において測定し、公表していくことが必要です。特に米に関しては、調査の網をできるだけ細分化してください。風評被害を避けるとともに、仮に一部から食品衛生法の暫定基準値（一キロ当たり 500 ベクレル）を超える放射性セシウムが検出された場合でも、出荷制限地域を最小限に抑えることが出来ます。また、宮城県内は勿論のこと、東北・北関東の農畜水産業で出荷制限や摂取制限の指示が出されていない安全な食品が積極的に取り扱われるよう支援することを要請します。

5、女川原発は安全が担保されない限り再稼動しないでください。

女川原発については、津波の高さがほんの少し違っただけで、福島第一原発と同様の事態が発生していた可能性があります。

今回の大震災にあたっての女川原発の被害状況、現状の課題について、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」を締結している県が責任をもって東北電力とともに県民に広く知らせてください。

東京電力福島第一原発の事故は収束の見通しも立たず、事故の解析も出来ていません。また地震・津波に対する原発への根本的な安全対策も立てられておりません。使用済核燃料の処理方法も未解決のままです。

女川原発については、これらのことが解決し安全が担保されるまでは、再稼動を認めないようにしてください。

以上